

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等物価高騰生活支援給付金事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民へ支援を行うことで生活を維持する。 ②全市民への現金給付及び事務費 ③給付:市民 21,918人×13千円 事務費:18,391千円(事務用品、郵送料、システム改修費ほか) ④住民基本台帳に登録されている全ての市民 21,918人	R8.1	R8.4以降
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	福祉灯油対策事業(高齢者)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する高齢者世帯へ冬期間における暖房費用を支援することで生活を維持する。 ②高齢者世帯への福祉灯油給付金及び事務費 ③福祉灯油給付 20,500千円(高齢者世帯2,050件×10千円) 事務費 500千円(印刷製本費、通信運搬費、広告料) ④65歳以上の者で構成される高齢者世帯(2,050世帯)	R7.12	R8.3
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	福祉灯油対策事業(障がい者・ひとり親世帯等)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する障がい者・ひとり親世帯等へ冬期間における暖房費用を支援することで生活を維持する。 ②障がい者・ひとり親世帯等への福祉灯油給付金及び事務費 ③福祉灯油給付 7,250千円(障がい者世帯200件×10千円、ひとり親世帯100件×10千円、生活保護世帯350件×5千円、施設入居者500件×5千円) 事務費 494千円(印刷製本費、通信運搬費、広告料) ④6障がい者・ひとり親世帯等(1,150世帯)	R7.12	R8.4以降
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食無償化事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯へ学校給食費3ヶ月分の免除をすることで生活を維持する。 ②小中学校及び義務教育学校の学校給食費(教職員分は除く) ③給食費無償化91,548千円(小学校1～6年生827人×350円×43日、中学校1.2年生294人×410円×43日、中学校3年生138人×410円×43日、給食費相当額返還振込手数料100千円) ④学校給食協会	R8.1	R8.4以降
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策負担軽減事業(水道料金基本料免除)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する市民及び事業者の負担を軽減するため、家事用及び事業用の水道料金の基本料金を3ヵ月分免除(減免)する。(国・道・市の公共施設を除く) ②当該減免相当額を水道会計に補助し、その補助金に相当する経費を補助対象経費とする。 ③水道会計補助金 75,532千円(家事用30,333件55,049千円、事業用4,551件20,483千円) ※いずれも3ヵ月分の延べ件数・延べ金額 ④根室市水道事業会計	R7.12	R8.4以降
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策負担軽減事業(農業用水使用料基本料免除)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する市民及び事業者の負担を軽減するため、家事用及び事業用の農業用水使用料の基本料金を3ヵ月分免除(減免)する。(国・道・市の公共施設を除く) ②当該減免相当額を農業用水事業特別会計に補助し、その補助金に相当する経費を補助対象経費とする。 ③農業用水会計繰出金 967千円(家事用39件73千円、事業用213件894千円) ※いずれも3ヵ月分の延べ件数・延べ金額 ④根室市農業用水事業会計	R7.12	R8.4以降
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策負担軽減事業(上水道未給水世帯生活支援事業)	①電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける上水道未普及世帯(井戸水を飲用等の生活用水として使用している世帯)に対し、生活支援給付金を支給。 ②対象世帯に対する給付金(1世帯5,000円) ③基準日(令和8年1月1日)において市内に住所を有し自己水源を専ら飲用として使用している43世帯(世帯本市水道事業の給水契約がある世帯を除く) ④上水道未普及世帯(井戸水を飲用等の生活用水として使用している世帯)	R7.12	R8.4以降